

10月1日から

**3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子供たちの利用料が無償化**されます。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの「基本の保育料」が無償化**されます。

- 幼稚園については、月額上限2.57万円です。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

(注) 年度途中で3歳になっても年度中は、0～2歳の額です。

- 通園送迎費、副食費（おかず・おやつ）、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。ただし、年収360万円未満相当の子どもと第3子（※）の子どもについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。

※幼稚園・認定こども園（教育利用）は小学校3年生、保育所・認定こども園（保育利用）は就学前から数えて第3子以降の子ども。

- 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定や償還払いの手続きが必要な場合がありますのでご確認ください。これらの幼稚園を利用する場合、月額上限は2.57万円になります。

- **0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象**として利用料が無償化されます。

- さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

(注) 年収360万円未満相当世帯（所得割課税額77,100円未満）は、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象**とされます。

(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。